平成２２年（フ）第７０１号
静岡市駿河区向敷地1211番地の１　コンフォール１Ｃ号
債務者　磯部伊津子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０８号
静岡市清水区駒越中１丁目９番34号　ルーマＢ１－１、旧住所静岡市清水区岡町２番３号
債務者　小野田真澄
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１３号
静岡市駿河区丸子6501番地の２
債務者　高橋しげ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５６号
青森市大字野木字山口137番地２
債務者　櫻田　一生
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
青森県五所川原市字一ツ谷541番地３
債務者　三浦ちか子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
静岡県湖西市新居町浜名2790番地の１　フォーチュンシティＥ－311号室、前住所愛知県豊橋市西幸町字幸22番地２　403
債務者　朝岡　秀介
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
釧路市宮本２丁目９番６号
債務者　竹田　純一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６３１号
東京都墨田区石原１丁目21－８－201
債務者　大塚　公仕
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３３号
千葉県夷隅郡大多喜町会所234
債務者　近藤みつ子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８８号
静岡市駿河区東新田２丁目14番22号　リーデンテ・ラ・カルメ202、旧住所浜松市中区神田町135番地　レオパレス21あめや207
債務者　熊倉　博志
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２７号
静岡県牧之原市大沢７番地１　エルパラシオＡ－201
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４号
北海道帯広市東２条南７丁目12番地　みそのアパート１号室
債務者　佐々木　透
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
栃木県小山市扶桑１丁目12番15号
債務者　石村　富江
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９６０７号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目48－10－401
債務者　大嶺　直樹
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９５６号
横浜市中区打越78番地９
債務者　佐藤志穂子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部